

公益社団法人日本カヌー連盟 加盟団体規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本カヌー連盟（以下「本連盟」という）の加盟団体に関する事項を定める。

(加盟団体組織)

第2条 加盟団体は、『定款施行細則』第2章第4条に定められた加入団体の統括団体として組織され、加盟団体を代表する長及び役員、事務局を置かなければならない。

2. 加盟団体の代表者は『定款』第2章第8条に定められた正会員であり、本連盟理事会において承認されるものとする。

3. 加盟団体の役員は、本連盟の理事会で認めた場合を除き、登録会員でなければならない。

(所属地域)

第3条 加盟団体の所属は次の通りとする。

- (1) ブロックカヌー協会
- (2) 全国都道府県カヌー協会
- (3) 本連盟理事会で認めた団体

(加盟団体長会議等)

第4条 本連盟会長が必要と認めた場合、加盟団体長会議を招集することが出来る。

2. 本連盟会長が必要と認めた場合、事務連絡の会議を招集することが出来る。

(ブロックカヌー協会)

第5条 加盟団体は、競技会及び講習会を開催するため、必要があれば本規程第3条の所属地域を単位としてブロックカヌー協会を結成することが出来る。ただし上記の場合あらかじめその要項と役員名簿を提出して本連盟会長の承認を受けなければならない。

(年会費の納入等)

第6条 加盟団体は、『定款施行細則』第4章第10条（年会費の納入）、第11条（提出書類）の定めを遵守しなければならない。

(入 会)

第7条 本連盟『入会・退会に関する規定』第3条により、入会しようとする団体は代表者により次の書類を本連盟会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 入会申込書
- (2) 団体規約
- (3) 所属クラブ組織一覧表
- (4) 役員名簿（氏名・住所・生年月日・役職名）
- (5) 当該年度事業計画書及び予算書

2. 本連盟会長は、前条書類を受領した日から直近の理事会に於いて入会の適否を審査し、適当と認められた団体は本連盟会長が入会を承認する。

(退 会)

第8条 加盟団体が退会しようとする場合は、『入会・退会に関する規定』第7条に従い本連盟会長宛に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 退会願書
- (2) 退会理由

2. 本連盟会長は、退会申請を受領した日から直近の理事会に於いて退会の適否を審査し、適当と認められた団体は本連盟会長が退会を承認する。

3. 本連盟理事会は、不適當と認めた加盟団体を、議決をもって退会させることが出来る。

(納付金の清算)

第9条 加盟団体が、前条第2項又は第3項により退会した場合、既に納付した経費等は理由の如何を問わず返還しない。また退会前に支払い義務が生じた納付金は、直ちに全額納金しなければならない。

(改 廢)

第10条 本規程の改廢は、理事会の決議を経て、総会の承認を要する。

(附 則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。